

ダム建設問題の展開と地域再生の模索

——環境社会学の視点から——

帯谷博明

(立正大学)

大型公共事業計画に対する社会的批判や政府・自治体の財政難を背景に、ここ数年、事業計画の中止に至る事業が見受けられるようになってきた。その代表例がダム建設である。河川管理や河川開発をめぐってさまざまな取り組みや紛争が並存する今日、必要なのは、個別の事例を掘り下げるミクロ的な視点と、歴史的な文脈・社会的文脈の中で対象を位置づけるマクロ的な視点をいかに相補的に組み合わせるかである。

この報告では、日本のダム建設がこれまでどのように進められてきたのか、河川政策の変遷や計画決定過程を概観し、ダム建設問題の展開に重要な役割を果たしてきた環境運動の特質を通史的に整理する。その上で、数十年におよぶ紛争と事業計画の中止という事態を受けて、当該地域社会がいかなる課題に直面するのか、「地域再生」という視点から、徳島県木頭村や大分県大野町などの事例をもとに検討する。

1. 日本のダム建設の推移と河川政策

・戦後の国土開発（全国総合開発）計画と連動

「電源開発」の時代（戦後～1950年代半ば）

「水資源開発」の時代（1950年代後半～）＝大規模な多目的ダムが各地で建設

→河川法改正（1964年）をはじめ、河川開発に関わる各種法律の制定

「水系一貫主義」にもとづく、建設省（国土交通省）による河川管理の中央集権化

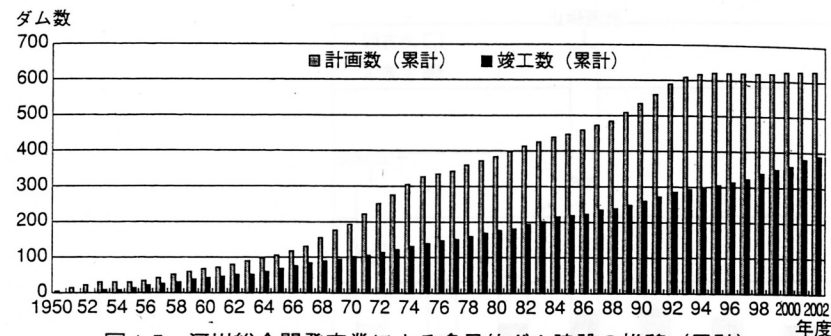


図1-5 河川総合開発事業による多目的ダム建設の推移（累計）

(出典) 日本ダム協会 (1998, 2004) をもとに作成。

⇒これまで全国各地で建設されたダム（堰を含む）はすべて含めると約2800。

このうち、建設省所管の多目的ダム（河川総合開発事業）は391（2003年3月末）。

・2つの河川政策の結節点＝多目的ダム
近代合理主義、近代技術主義の典型

【社会学的な問題点】（これ以外に、自然生態系への影響を含む流域の環境破壊が存在）

＝当該地域の住民生活や社会関係に対する影響

①「面的」開発形態

→地域コミュニティの解体や分断

②受益主体（圏）・受苦主体（圏）の分離

→受苦（被害）の集中、被害実態の不可視化

③計画決定過程の閉鎖性（地域住民の参加の機会が制度的に欠如）

→立地点の住民が主体となった告発型・対決型運動が各地で勃発

④事業計画の見直しシステムの欠落

→紛争はしばしば長期化・先鋭化し、さまざまな負担を住民に負わせることに。

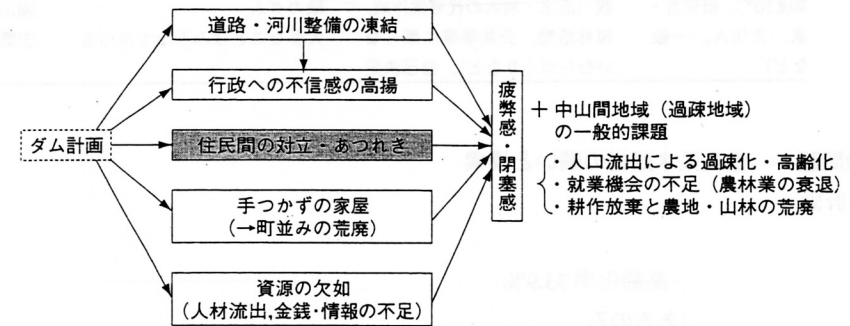


図7-4 長期化するダム計画に直面した地域社会

・河川政策の変化（1990年代後半）

①公共事業見直し制度の導入

1995年 「ダム等事業審議委員会」 ←長良川河口堰建設・運用問題

(1997年 橋本内閣による財政構造改革→12のダム計画の見直しへ) p.135

1998年 公共事業再評価制度の導入 (p.133)

→建設省所管のダム計画のうち93事業が中止に（2003年12月末時点）。

2000年 与党3党がダムを含む公共事業223の中止を勧告

②河川法改正（1997年）

→河川法の目的に、「治水」と「利水」に「河川環境の整備と保全」が追加。

関係住民や市町村長の意見の聴取を義務規定に（＝「住民参加」に向けた前進）。

⇒環境運動の全国的な高揚をはじめ、既存の大型公共事業計画に対する社会的批判の高まりが影響。

③環境アセスメント（環境影響評価）法の制定（1997年）

→一方で問題点も

2. ダム建設問題と環境運動の展開

・反ダム開発運動（社会運動）の展開とその区分

表 2-1 各時期の運動の類型と特徴

	運動の類型	担い手	志向性(争点)	フレーミング	代表例
第1期 (昭和初期 ~1950年代)	生活保全運動 (作為要求型) 自然保護運動	立地点の住民や自治体 都市部の研究者や文化人、行政関係者	補償の充実 学術的に貴重な自然環境の保存	生活再建のための十分な補償を 比類なき自然景観	佐久間ダム、 花山ダムなど 尾瀬保存期成 同盟
第2期 (60年代~ 80年代半ば)	地域完結型 (作為阻止型と作為要求型の混在)	立地点の住民(運動によっては)地区労など 労組や革新系政党、研究者、弁護士	計画の妥当性や公共性への疑義、権利防衛 補償の充実	先祖伝来の土地を守れ 基本的人権・地方自治の尊重 ダムができる村は滅びる ダム建設は銭次第	下笠ダム、矢 田ダムなど多数 苦田ダム
第3期 (80年代後 半~)	ネットワーク型、 流域連携型(多様な運動の合流)	立地点の住民(運動が衰退・消滅した地域もある)、都市部や下流部など他地域のアクター(環境NPO、研究者・専門家、文化人、一般市民など)	計画の科学的妥当性とリスク、自然環境の保護、多様なメディアを通じた市民的公共圏の形成	無駄な公共事業 ダムはムダ ダム建設の時代は終わった 最後の清流を守れ	長良川河口堰 川辺川ダム
第4期 (90年代後 半~)	オルターナティブ志向型(地域環境やコミュニティの再生・創造)		オルターナティブの提示と実践(治水・利水の代替案作成、植林活動、公共事業に頼らないむらづくりなど)、自己決定	森は海の恋人 緑のダム 大事なことはみんなで決める	新月ダム 細川内ダム 吉野川第十堰

事例 細川内ダム建設問題——徳島県木頭村の闘いと模索

・木頭村と細川内ダム計画

村の面積の98%が山林

人口1,843人(2000年国勢調査)、高齢化率33.9%

村内の高校は那賀高校木頭分校があるのみ

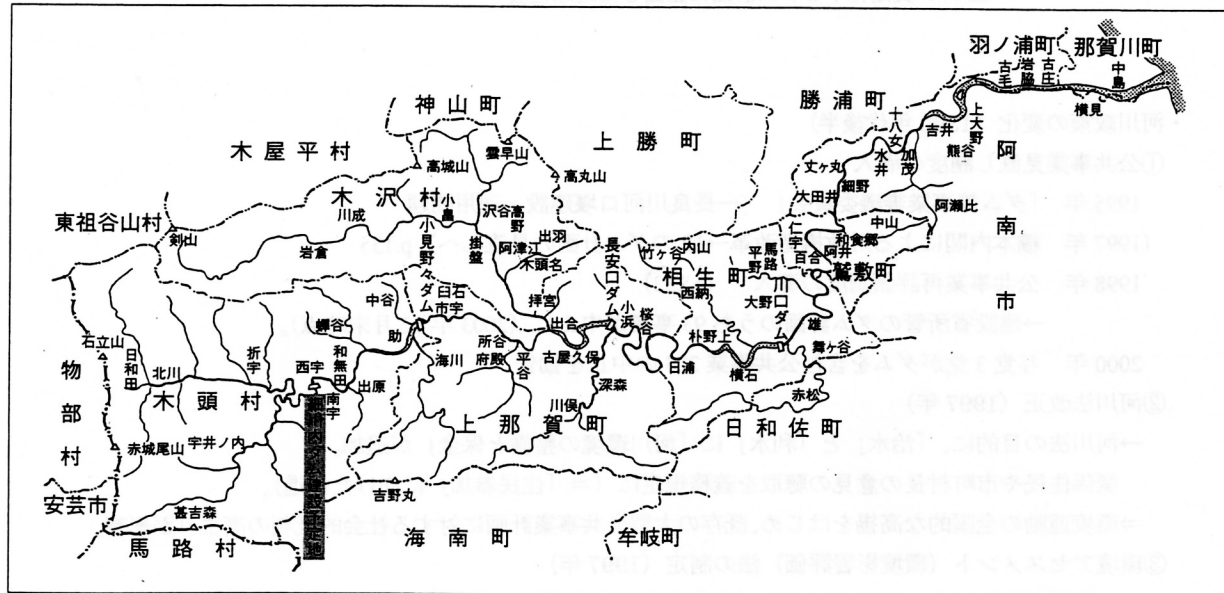


図 8-1 木頭村と細川内ダム建設予定地

(出典) 木頭村(1995)。

・那賀川総合開発計画とダム建設

	長安ロダム	川ロダム	小見野々ダム	細川内ダム(計画)	追込ダム	大美女谷ダム
河川	那賀川	那賀川	那賀川	那賀川	坂州木頭川	大美女谷川
立地点	上那賀町	相生町	木頭村	木頭村	木沢村	木沢村
河口からの距離	65km	45km	80km	95km	—	—
実施計画調査着手	1950年	1956年	1965年	1972年	不明	1958年
竣工	1956年	1961年	1968年	—	1954年	1960年
主な目的	洪水調節・発電・灌漑	発電・逆調整	発電	洪水調節・上水道・工業用水	砂防・発電	発電
形式	重力式コンクリート	重力式コンクリート	アーチ式	重力式コンクリート	重力式コンクリート	アーチ式
堤高	85.5m	30.0m	62.5m	105.5m	29.5m	31.5m
湛水面積	2.2平方km	0.9平方km	0.9平方km	2.0平方km	0.1平方km	0.1平方km
有効貯水量	4,350万t	950万t	1,142万t	5,300万t	不明	31万t
洪水調整量	500/s	—	—	2,400/s	—	—
計画堆砂量(1994年時点)	529万t(1,080万t)	105万t	694万t(608万t)	1,500万t	不明	3万t
事業主体	徳島県	徳島県	四国電力	建設省	徳島県	四国電力

・運動の展開と拡大

第1次運動(1970年代) = 地域完結型

= 村内のアクターに限定(反対派=同志会、条件付賛成派=研究会、県と国の開発計画を受け入れて地域振興を図ろうとする村(村長・議会))

第2次運動(1990年代) = 流域連携型・ネットワーク型へ

= 中央の政治アリーナでの「細川内ダム問題」の構築(「巨大ダム計画と闘う小さな村」)

① 首長(村長)と運動団体との連携、強力なリーダーの存在

② マス・メディアを多用した問題構築の戦略

③ 国会議員や弁護士、市民団体など地域内外の多様なアクターと重層的なネットワークを形成

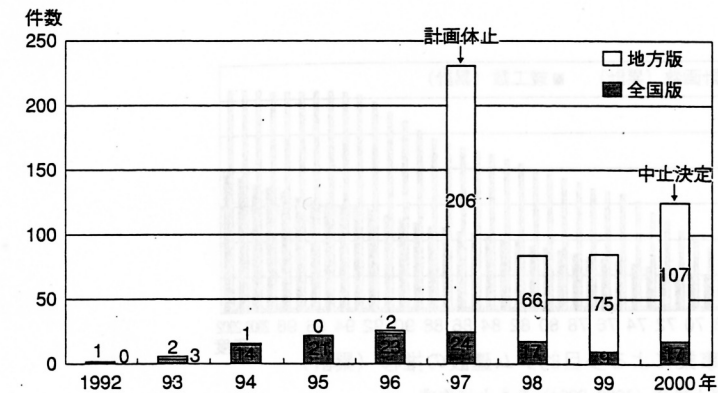


図 8-2 細川内ダムに関する新聞記事件数

(出典) 筆者調べ。「朝日新聞」の「細川内ダム」と「木頭村」に関する記事数(見出しおよび本文)。

表7-9 矢田ダム建設計画

年月	おもなできごと
1964.1	大分地区が「新産業都市建設促進法」による新産業都市の指定を受ける。
1969.8	大分県、一般河川大野川の支流平井川（大野町・朝地町）に矢田ダム建設計画（多目的ダム）を発表。
.10	県、ボーリングなど「予備調査」開始（～1971.10）。
.12	大野町矢田ダム反対協議会（反対協）が発足（16集落、336戸）。
1971.6	県、町に対して「実施計画調査」の申し入れ（→8月に町が「応じ難い」と回答）。
.8	町、矢田ダム対策協議会を発足させる。
1972.1	建設省、新年度予算に矢田ダム計画を計上。
.5	建設省、「実施計画調査」に着手し、三重町に矢田ダム調査事務所を設置。
.11	反対協の代表20人が県庁を訪れ、副知事と土木部長に対し計画中止を要求。
1973.3	反対協、建設省に対しダム計画の中止を申し入れ。
.5	新産業都市第2期計画（8号地理立計画）がいったん中断される。
.12	反対協のメンバー200名強が1764世帯の署名を携えて県へダム計画の抗議に行く。
1974.3	建設省、大野川水系工事実施基本計画を改訂。矢田ダムが基本計画に組み込まれる。
.12	立木知事（当時）が大野・朝地両町を訪問し、ダム建設への協力を要請。反対住民が公用車を取り囲み抗議行動。
1975.2	足立町長、県・建設省の説明会開催の受け入れ方針を表明。
.4	建設省（矢田ダム調査事務所）が水没関係者に対してハガキによるアンケートを実施。
.6	町長の姿勢を問うため反対協が町執行部と集団交渉。「地元の反対が強く限り推進はしない」という町長発言を了承。
.7	100名近くの住民が、穴の空いたアンケートに対し、調査事務所に押し寄せ抗議【計穴事件】。
.8	反対協が分裂。新たに「矢田ダム対策会議」（対策会議）が結成される。
.12	建設省と県が初めて地元説明会を開催。対策会議のメンバー約140名が参加。反対協はボイコット。
1976.3	反対協ほか計4団体が連名で、立木知事に公開質問状を提出。
.4	県と流域市町村（大分市・佐賀町・千歳村・三重町）が「矢田ダム建設促進協議会」を結成。
.5	大野町農協、理事会でダム反対を決議。
同月	矢田ダム建設反対現地大集会が中央公民館で開催（600名規模）され、九州大 学教授（地質学）らが講演。

をめぐるおもなできごと

年月	おもなできごと
1980.6	平松知事、県議会で8号地計画の凍結解除を表明。
1981.	老朽化のため、水没地域にある南部小学校新築移転問題が浮上。
1982.3	反対協、町が県からダムに関わる補助金を受け取ったことに抗議。今後、補助金を受け取れない旨の「確約書」を町と取り交わす。
1986.	町、南部小学校を現在地（水没予定地内）にて改築することを決定。県も承認。
1989.3	反対協、20周年記念大会開催。
1992.5	豊肥水害（1990?）によって崩壊した沈没の滝（九電取水堰の直下流）壁面の補修工事に 関する協議開始。
1994.5	住民有志が「ちんだ滝の会」（滝の会）を結成し地域づくり活動を開始（前身の活動は、 80年代半ば～）。
.10	「第1回雷霜まつり」の開催（以後、毎年10月に開催）。
1995.12	会計検査院が矢田ダム計画をはじめ、進捗していない全国6箇所のダム事業を公表。
1996.7	水利権更新時（1998?）を日に取水堰からの放水量に関する協議（県、九州電力、町、 滝の会）を開始。
1997.5	改正河川法が成立。同年10月施行。
.8	建設省、矢田ダム計画の休止を発表。
.10	町、大野町ダム対策委員会を設置し、国や県に精神的・経済的被害の補償や社会基盤 整備を要求。
1998.3	建設省、矢田ダム調査事務所を閉鎖。
.8	大野川流域ネットワーク（ORN）の結成（準備は1996.7～）。
1999.6	毎秒1665tの水量を取水堰から本流に放水することに九州電力が同意。沈没の滝が常 時落水することに。
2000.3	矢田ダム計画の完全中止と地域振興を求める住民の総決起大会を開催。
.4	滝の会、地元集落の共有地（山林）を借りて「滝見公園」（展望公園）を整備。
.9	反対協、「矢田ダム地域振興協議会」と名称変更。
.11	建設省、矢田ダム計画の中止を正式発表。
2001.4	平井川が国土交通省の直轄区間から大分県管理区間へ移行。
.7	町企画課、水没地域の集落ごとに地域整備に関する個別ヒヤリングを開始。

（出典）矢田ダム反対協議会（1989）や九州地方建設局矢田ダム調査事務所（1991）、川名（1992）、
新聞各紙（大分合同新聞）「熊本日日新聞」「熊本日日新聞」をもとに作成。

表8-9 「細川内ダム建設問題」の経過

年月	おもなできごと
1967.12	県議会で、知事が日早ダム計画（細川内ダムの前身）を多目的ダムとして、建設省に 予算計上の要請を行うと答弁。
1969	建設省が細川内ダムの予備調査を開始（～1971年度）。
1971.8	村民約120名に対して村が細川内ダム計画の説明会を開催。村長が、計画を受け入れ た上で補償交渉には全力をつくすと宣言。同月、台風23号のために中流部の駕取町 で水害が発生（128戸浸水）。後に長安口ダムの過放流が原因として住民64名が提訴。 木頭村の水没予定地域の住民らを中心となって細川内ダム対策連合同志会（約100戸； 以下、同志会）を結成。村に反対陳情。
.10	同志会が388戸718名の署名を携えて県にダム反対の陳情。
1972.4	建設省（四国地建）、徳島工事事務所内に細川内ダム調査事務所を開設（同年12月に 那賀川の下流部阿南市へ移転）。
.5	建設省、細川内ダム実施計画調査を発表。
.6	建設省、木頭村長と村議会に実施計画調査の協力を要請。
.12	村議会が全員協議会で、①現行の計画は村の基本構想に反する、②計画地点より2km 下流なら水没世帯も減るため計画に協力することを決議し、県と建設省に申し入れ を行う。
1973.3	建設省と県が木頭村でダム計画の説明会を開催。
1974.3	知事、村長に実施計画調査の協力を再要請。
.4	県、細川内ダム建設促進対策班を設置。
.8	同志会、村内でダム反対のデモ行進（約100名）。村議長と交渉。
.9	水没予定地域住民（22戸）が同志会を脱退して「ダム対策研究会」を結成。
.10	村議会で、ダム建設を組み込んだ「木頭村総合開発基本構想」を可決。
.11	ダム反対同志会連合会の総決起大会（約350名）。「住民の声を無視しダム建設を含む 長期総合開発基本計画を採択した村議会を解散させる運動を始める」とする大会決 議を採択。同月、村運営へ議会解散を請求（＝リコール運動①）。
.12	12月定例議会で、村議会が全員一致で自主解散を決定。同時に、上記基本構想を廃止。
1975.1	村議選で、同志会が推薦するダム反対派の議員5名が当選（定数12）。
.7	村長の諮問機関として、木頭村ダム対策協議会が発足（村議長や村議、各集落および 村内各団体の代表など計37名）。
1976.9	台風17号による大災害が発生。1日としては国内最高の降水量を記録。
.11	ダム対策協議会が「のべ11回にわたる協議の結果、建設省並びに県から申し入れの あった細川内ダム調査についてはこれを拒否すべきとの結論に達した」とする最 終答申を発表。
.12	村議会、ダム反対決議案を可決（以後、10回を数えることに）。
1983.7	三木知事、木頭村を訪問しダム計画に対する協力を要請。
1988.6	長安口ダム水害訴訟、徳島地裁が原告（住民）勝訴の判決。国と県に2560万円の賠 償金支払を命じる。
1990.3	三木知事、木頭村を訪問し、村長と議会に対してダム計画の協力を要請。
1991.3	村議会、ダム計画の白紙撤回をもとめる決議案を可決。
1992.4	徳島経済同友会、県議会に「細川内ダム建設事業の促進」を陳情。
.7	県、次年度予算の国への要望の中で、細川内ダム計画を「重要事項」から「最重点事 項」に格上げすることを決定。

おもなできごと

1992.12	県議会、徳島経済同友会の陳情を採択。同月、次年度予算の大観原案で細川内ダムの 建設事業費4億円が採択。
1993.1	1991年3月のダム撤回決議案を当時の村議長が放置していた問題で、同志会が村議5 名のリコール請求へ（＝リコール運動②）。
.3	走川村長、一時失脚の末に辞職。リコール運動の対象となった5村議も辞職。漁協な どを母体とする「那賀川を守る会」が発足。
.4	E村長が無投票で当選。同月、建設省の調査事務所が工事事務所に格上げ。
.5	村長と村議6名が副知事に対して計画の白紙撤回を申し入れ。 村議会内に細川内ダム建設阻止対策特別委員会を設置（以後、1998年10月末までに 40回開催）。
.9	村長と村議が、村議が有権者の74%に当たる1344名の署名をもって五十嵐建設大臣 に計画撤回の陳情。
.11	水源開発問題連絡協議会が結成され木頭村が加盟。同月、副議長が村長・村議と会 談。当面の調査凍結を約束。
1994.3	休眠状態であった村内の反対6組織が「木頭村ダム反対同志会」（以下、反対同志会） として統一し活動を活性化。
.6	県（知事）と木頭村（村長）との第1回細川内ダム意見交換会が開催。
.7	アウトドアライターの天野礼子氏や野田知佑氏、島根大学教授保母武彦氏らが出席し て、那賀川最後の清流と細川内ダムを考えるin木頭村」開催。同月、水没予定地 域の住民グループ「細川内ダム対策協議会」が県と建設省の担当者を招いて説明会 を実施。
.8	長安口ダム水害訴訟、高松高裁（二審）で住民敗訴の逆転判決。同月、阿南市など下 流2市2町が「細川内ダム建設促進期成同盟会」を設立。同月、大阪弁護士会の公 害対策環境保全委員会所属の7名が木頭村を訪問。
.9	社会党（当時）の堂本曉子氏ら衆参の国会議員3名が木頭村を訪問。村長と会談。
.10	上那賀・篤草・相生の3町に「細川内ダム反対草の根同志会」が発足（約3000名）。
.11	村長と村議長が野坂建設大臣に計画中止を陳情。
.12	村議会で、「木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例」と「木頭村ダム阻止条例」 が可決成立。同月、村内の“柔軟派”4団体にに対して、県がダム振興計画の説明会 を開催（約100名）。
1995.1	村議選実施。ダム反対派8名、柔軟派2名が当選。
.2	「細川内ダム建設に反対する徳島市民の会」と「細川内ダムに反対する那賀川下流域 住民の会」が相次いで結成。同月、日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会が 主催するフォーラム「川と開発を考える」で、タニシ・ヒアード氏が講演。
.4	日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会の弁護士19名が木頭村を視察。
.5	「木頭村の自然にひたひたになりながらダム問題への理解を深めよう」と第1回那賀川エコ・ ツーリングが木頭村で開催（以後、計5回）。
.6	新選出（当時）の草川昭三議員が細川内ダム計画に関する質問主意書を衆議院議長に 提出（以後、計3回）。同月、村議会で理事者側が提出したダム抜きの村総合振興 計画案に閉じ、「第3セクター」方式の会社設立案をめぐって村議会が紛糾。同月、 野坂建設大臣が細川内ダムを含む11事業について「ダム等事業審議委員会」（以下、 ダム審）の設置を行うと発表。
.7	ダム審の対象となった細川内ダムと吉野川第十堰に県民の意見を反映させようという「ダ ム・堰にみんなの意見を反映させる会」が発足。

- 年月 おもなできごと
- 1995.8 知事、村長に対してダム審の委員に加わるよう正式に申し入れ。村長は、現時点では受け入れられたいと表明。
- 9 知事、村長に3回目の委員就任要請。村長は「県が一方向的に運んだ現時点のメンバーでは公平な審議は無理」と拒否。
- 10 ダム計画に反対する村内外の7団体「細川内ダム建設反対徳島県連結会」を結成。傘下の団体の会員総計約1万名。
- 11 神奈川県在住の副知事・政野淳子氏が主催する「ダム日記」(パブリック通信)を通じて細川内ダム反対を訴えている首都圏の市民グループ「木頭村の未来を考える会」が徳島市から木頭村までサイクリングデモを実施(20名)。
- 12 会計検査院の調査で、細川内ダムが「長期にわたって進捗していない事業」と指摘される。同月、那賀川町の中島漁協(64名)が県と建設省に対して、細川内ダム建設絶対反対の陳情書を提出。同月、ダムに依存しないむらづくりをめざす「木頭村総合振興計画案」が賛成5、反対4の信託で可決。
- 1995.3 村、定例議会で「おからケーキ」などを製造販売する「木頭ヘルシックス」(第三セクター)の設立を提案。議案が紛糾した末、賛成5、反対3で可決(翌月に資本金1000万円の会社設立)。
- 5 草川氏ら国会議員2名が木頭村を訪問し村長や村議、村民と意見交換。同月、村長の支援団体「木頭村をよくする会」が設立。
- 8 「川と日本」をテーマに、第12回水郷水都全国議徳島大会が開催(約700名)。参加者が吉野川や那賀川を視察。分科会で、建設省河川局の宮本建設専門官が「法律と木頭村をよくする会、前村議長で村議のC氏の解職を求めるリコール運動を開始(=リコール運動③)。同月、細川内ダム建設反対県連結会を中心とした、立木トラスト運動の第1回札掛け実施(全国から約1250本の申込み)。
- 12 細川内ダムに反対する小松島市民の会(約55名)が結成。同月、木頭村をよくする会が解職請求に必要な数を上回る741名の名簿を提出。同月、次年度予算の内示で、細川内ダムが「建設事業費」から「実施計画調査費」に格下げ。
- 1997.2 亀井建設大臣が、細川内ダムについて「治水の観点から下流の工事で補完できないか」とも検討する。牛のよだれのようにズルズルとやるわけにはいかない」と発言。
- 3 村議C氏の解職を問う「木頭村議会議員解職投票」が実施され、リコールが成立(投票率78.2%)。同月、阿南市など下流1市2町の議会の代表らが亀井大臣に建設の促進を願う。
- 4 E氏が無投票で村長再選。同月、細川内ダム建設促進期成同盟会の首長らが相次いで亀井建設大臣に陳情。亀井氏は「反対の村長が無投票で再選される状況にあるし、利水・治水だからと言って国が思い切ってやれるような状況ではない」と語る。
- 5 細川内ダム建設に反対する那賀川下流域住民の会が、阿南市内でダム反対の宣伝活動と市内各戸へビラ配布を実施。同月、ダム審の設置に関し、知事と村長の会談が行われ、村長は審議委参加の条件として8項目の要求を提示。
- 6 県、四国地連に対して、木頭村が出した8条件のうち、工事事務所撤去とダム関連費用50億円の使途開示を伝える。同月、亀井大臣が「来年度から工事事務所を廃止する」と発表。同月、村、木頭ヘルシックスの初年度赤字が約2000万円であることを発表。
- 1997.7 知事、次年度政府予算に関する要望事項のうち、細川内ダムを従来の建設のための予算から「審議委員会」の設置に変更したと発表。同月、知事が村長から出された8条件に回答。村長は「委員の人選が出来れば、審議委に入っていきたいと考えている」と表明。

- 年月 おもなできごと
- 1997.8 「朝日新聞」が全国版見出しで「細川内ダムを撤回せよ」と主張。同月、建設省が、全国11のダム事業で再選(休止・中止)を発表。細川内ダムは「一時休止」に。
- 9 圓藤氏が知事選で再選(投票率42.9%)。
- 12 村議会で、木頭ヘルシックスに対する村の融資をめぐって意見が対立。同月に3億円の貸付を6:3で可決。
- 1998.1 木頭ヘルシックスを「きとうむら」に社名変更し、村が経営の中心に。
- 3 細川内ダム工事事務所が閉所(4月から「那賀川工事事務所」に)。同月、長安口ダム水害訴訟の最高裁判決で原告敗訴確定。
- 4 木頭村を支援する市民団体「よいしょ きとうむら」の設立を呼びかける会合が徳島市内で開催。
- 7 吉野川第十連の審議委員会が「計画は妥当」とする最終答申を発表。
- 9 村議会で、3議員が「第三セクターの経営に失敗した責任は重大」と村長不信任案を提出。6:3で否決。
- 1999.1 村長、「きとうむら」の経営資金集めのために「社債」(支援金)の募集を開始(1口5万円)で約4000万円が集まる。同月、村議選実施。リコールされたC氏が当選。村長派7名、反対派3名に。
- 3 村、ダム対策室を縮小(4名→2名)。
- 4 「きとうむら」に経営コンサルタントら2名が県外から役員として経営に参加。
- 11 「きとうむら」の直売店「よいしょ きとうむら」が村内に開設。
- 2000.1 吉野川第十連の可動化計画の是非を問う住民投票が徳島市で実施。投票率55%で成立し投票数の90.1%が「反対」。
- 3 村議会でC議員が村長の不信任案を提出。3:6で否決。同月、収入役が健康上の理由で退職。助役・収入役・教育長の特別職3人が空席に。
- 8 村長と村議が自民党亀井政調会長、副建設大臣などを訪問し、与党の公共事業見直しリストに細川内ダムを落とさないよう要望。同月、与党3党が102事業を中止するよう政府に勧告。
- 9 建設省、与党の公共事業見直し勧告の中に、細川内ダムが含まれていることを発表。
- 10 建設省那賀川工事事務所長が木頭村を訪問し、ダム計画に対する村の意見を聴取。同月、四国地連の事業評価監視委員会、細川内ダム計画の中止案が示され承認される。
- 11 副建設大臣、記者会見で細川内ダム計画の中止を発表。
- 12 村、ダム計画中止報告と今後のむらづくりについて意見交換するために、村内8地区で地域座談会を実施。同月、反村長派の議員が村議会で、「きとうむら」の加工過程で出た「柚子皮」の山林放置の写真を提示して「不法投棄ではないか」と追及。
- 2001.1 県、「柚子皮」の撤去を指導。翌日早朝、村長宅に県警から電話が入り、村長(社長)ら関係者の取調べ開始。会社にも20名の捜査員が強制捜査に。県警本部から徳島地域に書類送達され、3月に略式裁判で罰金刑に(→不服として本裁判へ)。
- 4 村長選で前教育長の伊藤英志氏が当選。3選をめぐるとE氏は約200票差で敗れる(投票率95.0%)。
- 9 圓藤氏が知事選で3選を果たす。
- 2002.3 圓藤知事が取附容疑で逮捕・辞職。
- 4 「きとうむら」が当年度決算で会社設立以来、初めて売上高1億円を超え単年度黒字に転換。同月、「柚子皮」放置問題で阿南南島裁判所が罰金刑ながら執行猶予付き(罰金50万円、執行猶予2年)の状況判決(検察が控訴を断念し判決確定)。

(出典) 木頭村作成資料や徳島県自治問題研究所(2001)、『徳島新聞』など各新聞記事をもとに作成。

表8-7 木頭村総合振興計画と第三セクターをめぐる動き

年月	おもなできごと
1994.3	保母武彦島根大学教授が木頭村の「村づくりアドバイザー」に就任。同年6月から計画策定に向けた作業を開始。
1995.6	木頭村、村議会で「第3次木頭村総合振興計画案」を提案。①ダム建設阻止への取組み、②雇用の場を確保し、地域の活性化を図る第三セクター企業設立の2本柱。同月、「振興計画案」の「第三セクター方式」の会社設置案をめぐり村議会在紛糾・空転。議長のC氏が議長席を降りて、「安易に第三セクターに頼ると赤字経営になる」と理事者側に質問。会期延長へ。
8	計画案の文言を修正するも「第三セクターとダム問題とは別」と議員側の反対や抵抗が強く、振興計画案を一旦撤回。村議会の新たな対立が顕在化(賛成者は3名のみ)。
12	12月定例議会で、「第三セクター方式等の導入も含めて検討を行う」に文言修正した修正振興計画案を提出。同月22日、C議長が議長席を副議長に譲って「抽象的で事業に具体性がない」「村の実態を知らない学者が練った計画はそぐわない」として反対に回るなど議論が紛糾した末、5:4の僅差で可決。
1996.3	3月定例議会で、「木頭ヘルシックス」(村と「日本ヘルシックス」が500万円ずつ出資)の設立を提案(おからケーキが目玉商品)。同月、第三セクター設立に反対する議員らの抵抗によって、新年度予算の採決が延期に(3月19日、賛成5、反対3で可決)。
4	「木頭ヘルシックス」(以下、ヘルシックス)が設立される。
9	村助役が自殺。
10	ヘルシックスが試験操業開始。
11	E村長の支援住民が中心になった「木頭村をよくする会」が、第三セクター設立をめぐって反対の先頭に立ったC議員に対する解職請求(リコール運動)を開始。
12	よくする会、選挙管理委員会に本請求に必要な署名数を上回る741名の名簿を提出。同月、ヘルシックスの事業を応援しようと、井口弁護士が呼びかけて「木頭村販売戦略会議」が東京で開催。経営コンサルタントや百貨店食品担当者、NGO関係者10人が出席。「販売戦略があいまい」など厳しい意見が出される。同月、C議員が「解職請求書に書いてあることはまったくの事実無根」と異議申立書を選管に提出。
1997.1	よくする会、解職の本請求を行う。
3	解職の是非を問う「木頭村議会議員解職投票」が実施。有効投票数(1259)の過半数を超える821票でC村議のリコール成立(投票率78.2%)。
12	臨時村議会で、ヘルシックスへの村からの融資をめぐり応酬。同月、村議会で、ふるさと創生基金をもとにヘルシックス支援(3億円の貸し付け)を6:3で可決。
1998.1	ヘルシックスが「きとうむら」に社名変更し、村が経営の中心に。同月、県が「きとうむら」に対する補助金1120万円(ふるさと工場整備事業補助金700万円、地元雇用奨励事業補助金420万円)の交付を決定。
4	木頭村および「きとうむら」を支援する市民団体「よいしょ きとうむら」の設立を呼びかける懇親会が徳島市内で開催。120人が参加。
9	定例議会で、3議員が「きとうむら」の経営に失敗した責任は重大として、村長不信任案を提出。3:6で否決。
12	定例議会で3議員が村長不信任案を再度提出。3:6で否決。同月、「きとうむら」が資金集めに「社債」(支援金)の募集を開始。1口5万円が最終的に4190万円が集まる。
1999.1	村議選でダム反対派8人、柔軟派2人が当選。C氏が復職。
4	「きとうむら」の経営建て直しに、社外(首都圏)から経営コンサルタントらが取締役に就任。
6	「きとうむら」、農業ボランティアの募集を開始。関西圏の居住者を中心に200人超の申込み。
9	「日本ヘルシックス」が事実上の倒産。
11	村内に直売店が開店。
2000.3	定例議会で、C議員が村長不信任案を提出。3:6で否決。同月、収入役が健康上の理由で退職。三役が空席に。
2001.4	村長選で村内の主要な経済団体や圓藤知事が推す前教育長の伊藤英志氏が現職E氏を破り初当選(伊藤氏868票、E氏660票;投票率95.0%)。
2002.5	2001年度決算で、会社設立以来、はじめて売上高1億円を超える。同時に単年度黒字に転換。
6	株主総会でE氏が社長を退任し相談役に、H氏(専務)が新社長に就任。